

保険薬局のweb掲示物

・調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項

調剤管理料について

「調剤管理料」とは、患者さんの情報を基に処方内容について薬学的分析と評価をした上で、薬剤服用歴への記録や薬学的管理などを行った場合に算定できる薬学管理料です。

服薬管理指導料について

「服薬管理指導料」とは、服薬指導などに関わる業務に対して算定される薬学管理料です。薬剤の用法用量などについて基本的な説明をするほかに、患者さんが適切かつ安全に薬を服用できるよう、服用歴や残薬状況、アレルギー歴などの確認・指導を行い、継続的に服薬状況を把握することが求められます。

・明細書発行体制等加算

明細書について

当薬局は療担規則に則り明細書を無償で交付しています。

また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています。

明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください。

・オンライン資格確認体制に関する事項

オンライン資格確認について

薬局では、患者が加入している医療保険を確認する必要があります。この作業を「資格確認」と呼びます。

今までは、保険証を掲示して頂き、目視で確認しておりましたが、現在は、オンライン資格確認用の専用のPCで、マイナンバーカード保険証や健康保険証の情報を確認することができます。

・連携強化加算に関する事項

連携強化加算について

連携強化加算は、災害や新興感染症の発生時等においても薬局が継続して地域の医薬品供給や衛生管理に関する対応等を維持できる体制を評価する観点から、2022年度診療報酬改定において新設されました。

他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生時等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤を行った場合に算定できます。

・選定療養の内容及び費用に関する事項

選定療養について

2024年10月より、長期収載品の処方等又は調剤について選定療養の仕組みが導入されました。

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。

後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

薬剤料以外の費用（調剤の費用）はこれまでと変わりません。

参考：厚生労働省ホームページ「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

・医療DX推進体制整備加算

医療DX推進について

当薬局はオンライン資格確認により取得した保険情報等を薬局内で閲覧・活用できる体制を整えています。

また、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い調剤を実施するための十分な情報を取得・活用して服薬指導を行っております。